

# 平成25年度 事業報告書

(平成25年7月1日から平成26年3月31日)

## 事業概要

- 当事業団は、安全性と信頼性が確保できる産業廃棄物最終処分場等の施設を設置運営し、廃棄物処理の先導的な役割を果たすとともに、廃棄物の適正処理に関する調査研究に関する事業等を行い、もって県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 1 山梨県環境整備センター（明野廃棄物最終処分場）管理運営事業

- 本県ではじめての公共関与による管理型の一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場として、北杜市明野町に建設された。平成21年5月20日に開所、翌21日から廃棄物の受入れを開始した。

施設の管理運営に当たっては、平成18年6月に北杜市、山梨県、事業団の3者で締結した「明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」に基づき、安全な管理運営に努めている。具体的には、地域住民、専門家、市、県の代表者からなる「安全管理委員会」の設置、放流水質等の各種測定結果や埋立廃棄物の種類・量など各種データの公開、埋立廃棄物の品目ごとに形状や性状を定めた受入基準の設定、埋立廃棄物の飛散防止等のための即日覆土の実施など徹底した安全対策に取り組んでいる。

なお、平成22年10月4日、漏水検知システムの異常検知を確認したことから、翌日から廃棄物搬入を中止し、原因究明調査を行ってきた。平成23年11月17日の安全管理委員会において、施設の安全性について概ねの理解が得られたため、同年12月16日から廃棄物の受け入れを再開した。しかし、再開に反対する一部住民等による妨害活動により、搬入することができなかったことから、平成24年1月16日に甲府地裁に対し、廃棄物搬入妨害禁止等仮処分命令を申し立て、同年2月29日に同地裁から廃棄物搬入の妨害行為を禁止する命令が出された。これを受けて同年3月2日に搬入を再開したが、再び妨害活動が行われたことから、甲府地裁執行官による保全執行を申し立て、執行官が搬入に立ち会った3月19日以降は円滑に廃棄物の搬入が行われていた。

しかし、平成24年12月19日、再び漏水検知システムの異常検知が発生したため、廃棄物搬入を中止し、原因究明に必要な専門家による「漏水検知システム異常検知調査委員会」を立ち上げ、平成25年2月18日に第1回調査委員会を開催し調査計画を策定した。

この調査計画書に基づき、2月27日に「原因究明調査掘削等業務委託」を契約し、準備工を経て3月7日より最終覆土の掘削を開始し、3月18日からは廃棄物の掘削を行い、4月23日に掘削を完了した。4月30日及び5月1日には、調査委員会委員が、安全管理委員会委員立会のもと、遮水シートの状況確認を行った。その後、室内試験や環境モニタリング検査結果などの分析を行い、6月20日の第2回調査委員会で調査内容の報告並びに全体協議を行い、7月29日の

安全管理委員会で調査委員会が漏水検知システムの異常検知に関する原因究明調査結果を報告した。調査の結果、異常検知は上層遮水シートに損傷が生じたことが原因であること、また、同様の損傷が埋立地内のいずれかの場所に存在し、同様の異常検知が発生する可能性を完全には否定できないこととされた。

このため、事業団では、8月から10月にかけて、施工業者に対し、同様の異常検知が発生しないよう必要な対策の検討と実施を求めてきたが、全面的に拒否された。

以上のことを踏まえ、調査委員会の報告や地下水等モニタリングの状況等から施設の安全性に問題はないものの、現状のままでは、安定して継続的な廃棄物の搬入が保障されず、他方、安定的な操業の継続が可能な施設とするための方策も、センターの処分場としての信頼性の喪失や赤字の更なる拡大による県民負担の増加等から県民の理解を得ることは困難であり、12月16日に今後は新たな廃棄物の受け入れは行わず、施設を閉鎖することを決定した。

閉鎖決定後の12月18日、安全管理委員会で閉鎖の経緯、今後の維持管理等について説明した。

また、法令に基づく処分場の廃止に向け、平成26年5月から最終覆土工事を行っている。

○ 平成25年度山梨県環境整備センターの営業実績

項目	平成25年度実績	前年度比
営業日数	0日	－%
産業廃棄物受入量	0トン	－%
料金収入	0千円	－%

【山梨県環境整備センターの施設概要】

施設	一般・産業廃棄物管理型 最終処分場	浸出水処理方式	生物処理＋物理化学処理 ＋高度処理
設置場所	北杜市明野町浅尾	浸出水処理能力	80 m <sup>3</sup> /日
全体面積	11.2 ha	遮水構造	底部：ベントナイト混合土＋2重シート 法面部：自己修復性シート＋2重シート
埋立面積	2.5 ha		
全体埋立容量	約28万m <sup>3</sup>		
廃棄物埋立量	約21万m <sup>3</sup>	埋立期間	5.5年
埋立形式	サンドイッチ方式		
埋立構造	準好気性埋立		

## 2 一般廃棄物最終処分場整備業務

○ 笛吹市境川町の次期処分場について、県は、環境整備センター(明野処分場)の搬入実績や産業廃棄物最終処分量の減少等を踏まえ、当初計画の埋立量60万 $m^3$ の整備計画を前提に、産業廃棄物と一般廃棄物を区分して収支の推計を行ったところ、産業廃棄物に関しては、次期処分場の維持管理期間が終了する平成66年時点の最終収支は約63億円程度の赤字となることが見込まれることとなった。厳しい財政状況の中、新たに多額の税金を投入することは県民の理解を得ることは困難であることから、産業廃棄物の最終処分場については、当面凍結すべきものと判断された。

一方、一般廃棄物は、法律上、市町村に処理責任があるが、県内には焼却灰等の埋め立てが可能な処分場がなく、県内に広域的な処分場を確保していくことにより、県内市町村が長期間にわたり、安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていくことが可能となる。

こうしたことから、次期処分場は県内全市町村の一般廃棄物を対象として整備する方向で、市町村等との協議が進められ、平成23年12月27日の市町村長等会議において、平成24年度から山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、当事業団が建設及び運営管理を受託することが確認された。

これを受け、平成24年4月から市町村総合事務組合による一般廃棄物最終処分場事業が始まり、事業団が、市町村総合事務組合から委託を受けて処分場の整備を進めている。また、同年5月には、市町村総合事務組合、事業団、県の三者で、一般廃棄物最終処分場事業に関する協定を締結するとともに、市町村総合事務組合内に設置されている一般廃棄物最終処分場運営協議会への参画を通じて、県と協力しながら事業実施に取り組んでおり、同年10月には、地元と一般廃棄物最終処分場に関する基本協定を締結した。

平成25年度は、処分場の実施設計、用地測量調査、及びこれに伴い必要となる関係機関との協議を行うとともに、地元に対して設計内容を説明し、これを通じて得た意見等を取り入れて設計を行った。また、用地取得の手続き等に関する説明会を開催し、売買契約に着手した。

### 【処分場事業に関し締結した協定等】

- ・ H24.5.28 市町村総合事務組合、事業団、山梨県が「一般廃棄物最終処分場事業に関する協定」を締結
- ・ H24.10.17 山梨県、市町村総合事務組合、事業団、前付・蟹沢開発推進対策委員会が「一般廃棄物最終処分場に関する基本協定」を締結

### 【一般廃棄物最終処分場の施設概要】

施設	一般廃棄物最終処分場	受入品目	一般廃棄物(焼却灰、飛灰、不燃物残渣等)
設置場所	笛吹市境川町寺尾 上寺尾地内	浸出水処理能力	約120 $m^3$ /日(下水道放流)
全体面積	約12ha	埋立期間	約20年
埋立面積	約29,000 $m^2$	概算工事費	約58億円
埋立容量	約30万 $m^3$		

### 3 新公益法人制度への対応

- 平成25年7月1日に、公益財団法人へ移行した。

### 4 理事会・評議員会の開催状況

#### ○理事会

回数	開催年月日	議 決 事 項
第1回	平成25年7月3日	1 平成25年度第1回臨時評議員会について
第2回	平成25年7月22日	1 平成25年度事業報告について 2 平成25年度収支決算報告について 3 平成25年度事業計画について 4 平成25年度予算について 5 平成25年度定時評議員会の招集について 6 諸規程の改正について 7 役員報酬について
第3回	平成25年12月16日	1 山梨県環境整備センターに関する今後の対応について 2 山梨県環境整備センターの廃止に向けた最終覆土及び維持管理について 3 訴訟の提起について
書面 表決	平成26年3月13日	1 平成25年度第2回評議員会の開催について
第4回	平成26年3月25日	1 辞任に伴う理事・監事の選任(案)について 2 定款の変更(案)について 3 諸規程の改正について 4 平成25年度補正予算について 5 平成26年度事業計画について 6 平成26年度予算について

#### ○評議員会

回数	開催年月日	議 決 事 項
第1回	平成25年7月5日	1 評議員の辞任に伴う補欠選任の件 2 理事の辞任に伴う補欠選任の件 3 監事の辞任に伴う補欠選任の件
定時	平成25年8月12日	1 平成25年度事業報告及び収支決算について
第2回	平成26年3月26日	1 辞任に伴う理事・監事の選任について 2 定款の変更について